

日バス協業第118号

平成30年5月14日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 三澤 憲一

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
今般、平成30年4月19日付で「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」の一部改正について、国土交通省総合政策局長及び同省自動車局長より通達がありました。

本通達は、

- ・第2条第3項、7条、17条、32条、44条及び64条

生活交通確保維持改善計画の策定に当たり、外客来訪促進計画（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の促進に関する法律）が策定されているときは同計画と整合性をとることが新設された。

- ・第15条の2～11

復興特会における福島県原子力被災12市町村における車両取得に対する補助が新設された。

等の改正となっております。

※【添付資料】地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 新旧対照表  
(平成30年4月19日改正) 参照

つきましては、貴協会傘下会員に対しその旨了知されるとともに、周知方よろしく願いいたします。

公益社団法人日本バス協会  
業務部 稲田・松浦

電話：03-3216-4014

FAX：03-3216-4016